

令和3年度 大泉名水会 第3回定例委員会議事録

1. 日 時 令和3年9月12日(日) 午前10時～11時30分

2. 場 所 東大泉地区区民会館地下1・2会議室

3. 出欠の状況 (敬称略)

出席16名(委員15名、常任委員3名、事務所長1名)・欠席5名(下線)

1区: 五味淵隆志、久保田一郎

2区: 小池達夫、大橋径一

3区: 伊藤富雄、山川隆久

4区: 日高由美、衣笠雅子

5区: 須藤稔、間瀬元夫

6区: 佐々木佳子、今村ヨシ子

7区: 田島英雄、遠山英夫

8区: 神宮孝一、福田洋子

常任委員: 水野宏、小島周一、根津隆正 事務所長: 安島敬

4. 配布資料

- ① 大泉名水会事務所外装及び外構他の改修工事の進行状況(ご報告)
- ② 大泉名水会ホームページ運用方針について
- ③ 組織改革検討ワーキンググループ「中間報告書」
- ④ 大泉名水会ブロック・班割、回覧コースの一部見直し(たたき台)

5. 議事の経過

須藤委員長が進行役となり、委員長から、本会は、三分の二以上の委員の出席があるので、全ての議案を審議するに足る定足数を満たしていると発言があり、開会を宣し、議事に入った。

(1) 報告事項1 田島英雄委員のご逝去、地下貯水槽の清掃に伴う断水

安島所長から、田島英雄委員のご逝去されたこと、地下貯水槽の清掃に伴い、10月23日21時45分から翌24日5時30分まで断水となることが報告された。
断水については、別途、お知らせのチラシを回覧する。

報告事項2 会員登録漏れ等に伴う維持分担金徴収漏れへの対応について

安島所長から、2年休止している会員に対して再開の打診をしたところ、6件の会員が再開された、うち1名は休止しているとの認識がなかった会員であるとの報告がなされた。

報告事項3 工事の発注・進行状況について

根津常任委員から、第2回定例委員会で承認の得られた令和3年度の改修工事について、現在までの進行状況と工事費用の見通しについて資料①に基づいて報告がなされた。

(2) 審議事項

第1号議案 大泉名水会ホームページ運用方針承認の件(資料②)

須藤委員長から、資料②に従って大泉名水会ホームページ運用方針の説明がなされた。

その後、本議案について審議し採決したところ、満場一致で可決承認された。

第2号議案 組織改革検討ワーキンググループ中間報告承認の件(資料③)

山川副委員長から、資料③に従って組織改革検討ワーキンググループの中間報告書の内容が説明された。

引き続き、質疑応答がなされた。

(問)一般財団法人設立について行政当局の許可は必要か。

(答え)一般財団法人は、一定の手続に従えば設立でき、設立について行政当局の許可は不要である。なお、水道供給事業を行うので、その届出は必要であろう。

(問)評議員、理事、班長は兼任できるのか。

(答え)評議員と理事の兼任はできない。理事と班長についても、兼任は想定していない。評議員と班長については特に兼任を否定する理由はないかと思われる。

(問)現行の組織とどこが異なるか。

(答え)現行の組織では、委員会が業務の執行機関となっている。改革案では、理事会が業務執行を行う。会員は、現行では、水道の利用者であるとともに名水会の構成員であるが、一般財団法人となると、水道の利用者という立場のみになる。ただ、会員の意見を運営に反映させるために、評議員に出席して意見を述べることができる形を考えている。

質疑応答の後、各委員から意見を述べていただいた。意見の大勢は、中間報告書の方向性を是とするものであり、以下の意見も述べられた。

- ・土地が個人名義であると相続の問題も起こるので、この中間報告書の方向でよい。
- ・運営を安定させるために理事制を採るのは理解できるが、特定の人の意見のみで運営されないよう配慮されたい。
- ・法人化するしかないと思うが、組織改革のメリット、デメリットをよく検討してほしい。

その後、本議案について審議し採決したところ、満場一致で可決承認された。

(3) その他

① 大泉名水会ブロック・班割、回覧コースの一部見直し(資料④)

山川副委員長から、中間報告書でも言及していたブロック・班割、回覧コースの一部見直しについてたたき台の提示がなされた。

水野常任委員から、1区から8区までの現状と見直し案について説明がなされ、各委員においては、11月末までに賛否についての意見を出していただきたいとの要請がなされた。

なお、検討に当たっては、随時、相談にあずかると付言がなされた。

② 令和3年度第4回定例委員会 本年12月12日(日)午前10時

(書記：山川副委員長)

